

# ～ 戸籍はこのように変わります～

これからのもの

千葉県千葉市 届出あります

(1の1) 全部事項証明

本籍氏名	千葉県香取郡神崎町神崎本宿163番地 神崎 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成22年2月20日 【改製事由】 平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に登録されている者	【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和56年5月5日 【父】 神崎一郎 【母】 神崎富子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和56年5月5日 【出生地】 千葉県香取郡神崎町 【届出日】 昭和56年5月8日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成21年6月18日 【配偶者氏名】 千葉桃子 【従前戸籍】 千葉県香取郡神崎町神崎本宿163番地 神崎一郎
戸籍に登録されている者	【名】 桃子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和58年3月3日 【父】 千葉次郎 【母】 千葉花子 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】 昭和58年3月3日 【出生地】 千葉県香取郡神崎町 【届出日】 昭和58年3月9日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成21年6月18日 【配偶者氏名】 神崎太郎 【従前戸籍】 千葉県香取郡神崎町神崎本宿96番地 千葉次郎

以下余白

発行番号 00000001  
これは、戸籍に登録されている事項の全部を証明した書面である。  
平成22年2月22日 千葉県香取郡神崎町長 石橋 輝一

職印

不正防止処置を  
届出あります

A 4 版サイズ

千葉県香取郡神崎町神崎本宿百六十三番地

平成22年6月18日編成

昭和56年5月5日千葉県香取郡神崎町で出生同日8日父届出入籍  
昭和56年5月5日千葉県香取郡神崎町で出生同日8日父届出入籍  
平成22年6月18日千葉桃子と婚姻届出千葉県香取郡神崎町神崎本宿百六十三番地神崎一郎戸籍から入籍  
昭和56年5月5日千葉次郎と婚姻届出千葉県香取郡神崎町神崎本宿九十六番地千葉次郎戸籍から入籍  
平成22年6月18日神崎太郎と婚姻届出千葉県香取郡神崎町神崎本宿九十六番地千葉次郎戸籍から入籍

この籍本は、戸籍の原本と相違ないことを証明する。  
平成22年6月18日届出  
千葉県香取郡神崎町長 石橋 輝一 職印

姓	名	氏
神崎	太郎	
千葉	桃子	
神崎	一郎	長男
千葉	次郎	長男
千葉	花子	長女
神崎	太郎	長男
千葉	次郎	長男
千葉	花子	長女
神崎	太郎	長男
千葉	次郎	長男
千葉	花子	長女

B 4 版サイズ

いままでのもの

## 変わったところのここがポイント

今までの戸籍は縦書きでしたが、これからは A 4 版の横書きになり、常用漢字や算用数字 (123……) を使うので、大変読みやすくなります。

証明書の複写機による偽造を防止するため、特殊な改ざん防止の用紙 (住民票や印鑑証明ではすでに使用中) になります。

今まで朱印で押印されていた職印 (町長印) は、コンピュータ用の電子印 (黒色の印) に変わります。

## 字体が変更になる例 戸籍原本 登録される文字

藤	藤	善	善	博	博	佐	佐
藤	藤	嶋	嶋	田	四	與	與
喜	喜	泰	泰	藏	藏	作	作
邊	邊	鋳	鋳	片	片	花	花

今回のコンピュータ化は、本籍が神崎町の方が対象です。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。ご不明な点はお問い合わせください。

お問い合わせ 町民課住民係  
☎ 2113